

介護老人保健施設 メディコ平針

通所リハビリテーション利用料

(事業所区分:通常規模型)

1. 介護保険給付対象利用料

要介護度	6時間以上7時間未満			4時間以上5時間未満		
	施設利用単位(1日)	1割	2割	施設利用単位(1日)	1割	2割
要介護1	670単位	726円	1,452円	511単位	554円	1,107円
要介護2	801単位	868円	1,735円	598単位	648円	1,296円
要介護3	929単位	1,007円	2,013円	684単位	741円	1,482円
要介護4	1,081単位	1,171円	2,342円	795単位	861円	1,722円
要介護5	1,231単位	1,334円	2,667円	905単位	981円	1,961円
*リハビリテーション提供体制加算: 24単位/回			*リハビリテーション提供体制加算: 16単位/回			

※その他の加算

- * サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ: 18単位/回
- * リハビリテーションマネジメント加算
 - (Ⅰ): 330単位/月
 - (Ⅱ)・計画への同意月から起算して6月以内の期間を管理した場合: 850単位/月
 - ・当該日の属する月から起算して6月を超えた場合: 530単位/月
 - (Ⅲ)・計画への同意月から起算して6月以内の期間を管理した場合: 1120単位/月
 - ・当該日の属する月から起算して6月を超えた場合: 800単位/月
 - (Ⅳ)・計画への同意月から起算して6月以内の期間を管理した場合: 1220単位/月(3月に1回限度)
 - ・当該日の属する月から起算して6月を超えた場合: 900単位/月(3月に1回限度)
- * 短期集中個別リハビリテーション実施加算
 - ・退院(所)日又は要介護認定日から起算して3月以内の期間に行われた場合: 110単位/日
- * 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
 - (Ⅰ)退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内: 240単位/日 (週2日を限度)
 - (Ⅱ)退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内: 1920単位/月
 - (月4回以上のリハビリテーション実施)
- * 生活行為向上リハビリテーション実施加算
 - ・利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合: 2000単位/月
 - ・利用を開始した日の属する月から起算して3月以上6月以内の場合: 1000単位/月
- * 生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に通所リハビリテーションを継続した場合の減算
 - : Δ 所定単位数 \times 15 / 100 / 日
- * 入浴介助加算: 50単位/日
- * 栄養改善加算: 150単位/回 (3月以内月2回限度、評価により継続有)
- * 栄養スクリーニング加算: 5単位/回 (6月に1回限度、評価により継続有)
- * 口腔機能向上加算: 150単位/回(3月以内月2回限度、評価により継続有)
- * 若年性認知症利用者受入加算: 60単位/日
- * 重度療養管理加算: 100単位/日
- * 中重度者ケア体制加算: 20単位/日
- * 社会参加支援加算: 12単位/日
- * 送迎を行わない場合の減算: Δ 47単位/片道
- * 介護職員処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数 \times 47 / 1,000
- * 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ): 所定単位数 \times 20 / 1,000

<計算方法>

- ①すべての単位数の合計に1単位10.83円を乗じたものが総利用料(円未満切捨て)になります。
(1単位10円ですが、名古屋市内は地域区分が3級地のため、1単位10.83円となります)
- ②総利用料に9割又は8割を計算したものを(円未満切捨て)を総利用料から引いた残りを1割又は2割相当額として請求します。
- ③利用日数の合計で請求します。
(全ての単位数を合計したものに10.83円を乗じますので、1日ごとの合計金額を加えたものとは異なります。)

2. 介護保険給付対象外利用料

- ①日用品費 1日あたり 50円
- ②教養娯楽費 1日あたり 50円
- ③食費 1日あたり 610円
- ④おむつ代(おむつ持込の場合は、おむつ代はいただきません)
- 尿取りパット 40円/枚 テープ式 130円/枚 はくパンツ 180円/枚